

知っていますか?

令和8年4月1日から

※この資料で「法」とは、道路交通法をいいます。

取り締まりの対象年齢は

16歳以上!

自転車の違反に 青切符導入!

交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は
反則金
の対象に!!
※一例を記載



携帯電話の使用等(保持)

反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り

反則金 **7,000円**

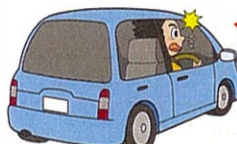


並進

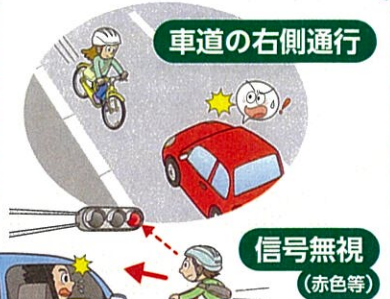


二人乗り

反則金 **3,000円**



反則金 **6,000円**



車道の右側通行

信号無視
(赤色等)

一時不停止



イヤホンの使用



無灯火



※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 **5,000円**

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合は
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所为重点的に実施されます。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、
今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

自転車の
基本的なルール
「自転車安全利用五則」
を確認してみましょう。



玉島交通安全協会・玉島警察署

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類			反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)			注1 12,000
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切入り			7,000
速度 超過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等		6,000
	点滅		5,000
通行区分違反			6,000
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反			
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			5,000
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方安全通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

注1 「携帯電話使用等(保持)」 「自転車制動装置不良」は自転車を対象

注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警音器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く

注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車を対象

反則行為の種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害		5,000
割込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行	注2	
合図制限違反	注2	
警音器吹鳴義務違反	注2	
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良	注1	
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反	注3	
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反	注3	
警音器使用制限違反		

令和8年4月1日施行



**もし、事故を起こしたり
事故にあったら…**

負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。
二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。